

垂井町優良勤労者表彰規則(抜粋)

(表彰)

第2条 表彰は、町長が次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 一般表彰は、次のいずれかに該当する者に行う。

ア 垂井町内の事業所、官公署、商店等に引き続き10年以上勤務し、成績優秀な者

イ 垂井町内で引き続き10年以上農林業に従事し、その振興の功績が顕著な者

(2) 特別表彰は、次のいずれかに該当する者に行う。

ア 垂井町内の事業所、官公署、商店等に引き続き30年以上勤務し、その功績が特に顕著な者

イ 垂井町内で引き続き30年以上農林業に従事し、その振興の功績が特に顕著な者

(3) 前2号に定めるもののほか、特に表彰することが適当であると町長が認めた者

2 前項の表彰は、各号ごとに一人1回限りとする。

(被表彰者の推薦)

第5条 推薦は、第2条第1項第3号の場合を除き、各事業所の長、農業協同組合長、森林組合長、商工会長等（以下「事業所等の長」という。）が行う。

2 事業所等の長が第2条第1項第1号の推薦をしようとする場合は、推薦書（別記様式第1号）を町長に提出するものとする。

3 事業所等の長が第2条第1項第2号の推薦をしようとする場合は、推薦書（別記様式第2号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

(1) 功績調書（別記様式第3号）

(2) 身分調書（別記様式第4号）

4 前3項の推薦は、毎年町長が定める日までに行わなければならない。